

政府備蓄米の無償交付に係るQ & A(フードバンク用)

【令和8年8月】

質問			回答
1 フードバンク			
(1)	申請受付	8月支援の受付期間と提出先を教えてください。	1 受付期間：令和8年8月3日（月）から令和8年8月21日（金） 2 申請書提出先：株式会社アイヴィジット 3 申請方法：申請書類を電子メールにより送付：food_bank@ivisit.co.jp 申請様式については、農林水産省ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしていただき、使用してください。 「フードバンクへの政府備蓄米の交付について」 https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/foodbank_bitiku_kouhu.html
(2)	交付対象	交付対象となるフードバンクの要件はありますか。	政府備蓄米の無償交付の対象となるフードバンクは、以下の全ての要件を満たす必要があります。 1 法人格を有すること。 2 事業者等から未利用食品の寄附を受け、直接提供団体に食品を提供する取組を、交付申請の日から起算して過去1年以上継続して実施していること。 3 「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」(食品寄附等に関する官民協議会作成)に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること。 4 都道府県、市区町村等と連携した取組を行っている、又は食品廃棄物等多量発生事業者(※)から未利用食品の寄附を直接受けて食品を提供していること。 ※食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)第9条第1項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者のことで、食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者となります。公表することに同意いただいた事業者は、次のホームページに記載されています。https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_houkoku/kekka/gaiyou.html
(3)	交付対象	8月支援の交付対象となるフードバンクを教えてください。	原則として、令和8年2月の受付期間(令和8年2月27日(金)から同年3月18日(水))に申請されていない団体を交付対象とします。
(4)	申請数量/交付数量	8月支援の申請数量と交付数量について教えてください。	1 今回は1団体が令和8年度に使用する数量について申請を受け付けます。ただし、交付数量は1団体当たり前年度(事業年度)の食品の取扱実績の1/5又は50トンのいずれか少ない数量の範囲内となります。 2 申請数量は1トン単位(単位未満切り捨て)です。 3 交付申請の全体の総量が交付可能な数量(約500トン)を上回った場合は、個々の団体の申請数量を按分し、申請された数量を削減して交付する場合があります。
(5)	使用報告	8月支援において、使用報告書及び使用予定報告の提出は必要でしょうか。	これまでに政府備蓄米の無償交付を受けている団体においては、全量使用を終えている使用報告書の提出が必要です。なお、全量使用を終えていなくても、おおむね2ヵ月以内に全量使用を終えることができる場合は、使用予定報告を申請書と併せて提出することで申請が可能です。使用報告書は、申請書提出先(株式会社アイヴィジット)に提出願います。

(6)	取組内容	政府備蓄米の交付を受けるフードバンクはどのような取組が必要ですか。	1 営利を目的としないこども食堂、フードパントリーや各種団体等（以下「直接提供団体」といいます。）に政府備蓄米を提供し、その際、ごはん食の推進に資する情報提供に努め、食育活動を行っていただく必要があります。また、直接提供団体に対し食育の取組の実施状況が確認できる資料、写真等を5年間保存するよう伝えてください。 2 配付先の直接提供団体は、事務の適切な管理体制及び処理能力を有する団体に限るようにしてください。
(7)	交付対象	フードバンクの要件のうち、「都道府県、市区町村等と連携した取組」とはどのようなものですか。	都道府県、市区町村等と連携協定などを結んでいる場合のほか、共同で事業を実施している、日常的に情報交換を行っているなどで都道府県、市区町村等においてフードバンクの活動を把握している場合などになります。（初めて申請された場合は、フードバンクが所在または活動されている都道府県や市区町村等に照会を行ってフードバンクの活動等を確認させていただきます。その照会によりフードバンクの活動等が確認できれば、原則この要件を満たすこととなります。）
(8)	交付対象	フードバンクから政府備蓄米の配付を受ける直接提供団体の要件はありますか。	（6）に記載したとおり、食育の一環として、ごはん食の推進に取り組む営利を目的としないこども食堂、フードパントリーや各種団体等であること、また、事務の適切な管理体制及び処理能力を有し、食育の取組の実施状況が確認できる資料、写真等を5年間保存できることが必要です。
(9)	交付対象	フードバンクから配付を受けた政府備蓄米は大人への提供はできますか。	ごはん食の推進に関する食育を適切に実施することができるのであれば、フードバンクから政府備蓄米の配付を受けた直接提供団体において、大人の方にも提供することができます。
(10)	添付資料/ 前年度の実績	添付資料「前年度の食品等の取扱実績（総量）が分かる書類の「前年度」とは4～3月の期間ですか。	一般的には年度（4～3月）又は年（1月～12月）になります。
(11)	添付資料/ 前年度の実績	添付資料「前年度の食品等の取扱実績（総量）が分かる書類」は、品目別に算出する必要がありますか。	計画書3-①前年度の食品の取扱実績の確認に必要になりますので、 <u>食品の取扱実績が確認できるよう食品等の品目を明確に分けた書類の提出が必要です。</u>
(12)	添付資料/ 前年度の実績	添付資料「前年度の食品等の取扱実績（総量）が分かる書類」の数量の単位は箱数でもよいか。	<u>〇箱、〇本といった数量の表記については、kg（若しくはトン）単位に換算し、総量が確認できるように明記してください。</u>
(13)	添付資料/ 法人番号	法人番号は何桁で記載すればよいですか。	検査用数字（チェックデジット）を含めた13桁で記載願います。
(14)	パントリー活動の申請	フードバンクとして直接提供団体に提供するほかに、直接、子育て家庭に提供（パントリー活動）しているが、その場合どのように申請すればよいですか。	直接、子育て家庭に提供している分については、フードバンクの申請とは別に食事食材提供団体として食材提供（こども宅食）として申請が可能です。また、自らのフードバンクを直接提供団体の一つとして、フードバンクの申請数量に加えることも可能です。
(15)	パントリー活動の申請	フードバンクとして直接提供団体に提供する食品の量よりも、直接、子育て家庭に提供（パントリー活動）する量の方が多いが、交付の対象になるか。	前年度の直接提供団体への食品の提供数量が5トン以上を満たしていること、又は、前年度の提供数量の食品の総量のうち、自らのパントリー活動分の数量が半分未満であれば交付の対象になります。 なお、対象外になった場合でも、食事食材提供団体として食材提供（こども宅食）として申請が可能です。

(16)	米の形態	申請する政府備蓄米は、玄米または精米を選択することができますか。	精米での申請に限ります。
(17)	配送	フードバンクにおける無償交付の政府備蓄米は、どのような形で配送されますか。	1 交付決定した数量を令和9年3月まで分割して配送する予定です。 なお、これまでに交付決定を受けた団体は個別に分割の回数を決定します。 毎回の発送日（倉庫出庫日）及び数量は、随時お知らせします。 2 政府備蓄米の保管・管理を委託している受託事業者が指定した倉庫から、30kg単位で配送します。 （10kgのポリ袋×3を最小単位（1箱）として配送。） 3 国が費用を負担し、政府備蓄米の保管倉庫から交付決定者から指定のあった住所に配送しますが、トラックからの荷下ろしは交付決定者自ら行っていただきます。
(18)	配送	交付決定後に配送先の変更や、配送日時の指定はできるのでしょうか。	1 予め、倉庫業者と調整を行った上で交付決定を行いますので、交付決定以降の配送先の変更はできません。このため、交付申請書の提出の際は、予め配送先住所をよく確認の上、申請書の提出をお願いします。発送日（倉庫出庫日）についても、発送前に倉庫業者と調整を行って決定しますので 配送日時の指定はできません。 2 配送に関するお問い合わせについては、農林水産省穀物課（電話：03-3502-7950）に御連絡願います。倉庫業者及び配送業者への直接のお問い合わせはお控えください。配送先に不在通知が届いた場合は、配送業者と直接連絡の上、調整をお願いします。
(19)	使用報告	交付を受けた政府備蓄米を全量使用した後は、いつまでに使用報告を行うのでしょうか。また、報告に必要な添付資料はありますか。	政府備蓄米の使用が完了したときは完了した日から1か月以内に、あるいは、交付決定日から1年を経過しても使用が完了していない場合は交付決定日の1年後から1か月以内に、必ず使用報告書（様式8-3号-②）とともに、以下の資料を提出してください。 （別添資料） 月別使用報告書、提供団体一覧表
(20)	資料保管	5年間保存しなければならない使用報告書に記載した内容の根拠資料とは、どのようなもののでしょうか。	交付申請書の使用計画にもとづき直接提供団体等に配布したことが確認できる資料になります。 ・交付決定した数量の使用量や残量などが分かる資料 ・提供団体一覧 ・提供団体別の受払簿 5年間保存の理由は、提出された交付申請書及び使用報告書は行政文書として、文書管理規程に基づき5年間保存されるためです。このため、同じ期間保存いただき、確認が必要となった場合に提示することができるようにしてください。 なお、フードバンクにおける使用状況については、農林水産省又は農林水産省と契約を締結した第三者機関が個別に確認させていただく場合があります。
(21)	資料保管	フードバンクから食品の提供を受ける直接提供団体に対しては、食育の取組の実施状況がわかる資料や写真等を直接提供団体において適切に5年間保存することを求めています。どのような資料や写真でしょうか。	フードバンクから政府備蓄米の提供を受けた直接提供団体は、直接提供団体において、例として、下記の資料、写真を保存するようにしてください（フードバンクから直接提供団体に提供する際に、その旨を伝達してください）。 【直接提供団体が食材配付を行う場合】 ごはん食の推進に関する食育資料を、食材と一緒に配付した状況が確認できる写真と活用した食育資料 【直接提供団体が食事提供を行う場合】 ごはん食の推進に関する食育資料を、食堂に掲示して説明した状況等が確認できる写真と活用した食育資料
2 その他			
(1)	年産	政府備蓄米は、何年産のお米ですか。	交付する備蓄米は、原則として直近の年産で概ね1年間を経過していない精米になりますが、備蓄米の在庫状況により異なります。 なお、政府備蓄米は、国が保管管理を委託している事業者の備蓄倉庫において鮮度を保った状態で備蓄されています。

(2)	両制度からの交付	こども食堂等が、農林水産省に申請して政府備蓄米の交付を受けた上で、さらにフードバンクに交付された政府備蓄米をフードバンクから受け取ることはできますか。	こども食堂等の運営のために必要なお米であれば、どちらも受け取る（交付を受ける）ことは可能です。
(3)	使用確認等調査	使用確認等調査とは、どのような調査ですか。	農林水産省又は農林水産省と契約を締結した第三者機関が、こども食堂等やフードバンクに対して無償交付された政府備蓄米の使用状況等を確認するための調査です。
(4)	申請者情報	農林水産省又は農林水産省と契約を締結した第三者機関に提供される申請者情報の扱いを教えてください。	農林水産省は、政府備蓄米交付申請及び使用報告として、交付決定者から提出された申請書等に記載された個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、当該事業目的の達成に必要な事務及び使用確認等調査以外には使用しません。 また、農林水産省が申請書・使用報告書の受付、審査業務及び使用確認等調査等を委託した第三者機関が業務の範囲内で使用します。
(5)	未使用報告	使用計画どおりに、政府備蓄米の提供が実施できなくなった場合は、どのような手続きを行えばよいのでしょうか。	1 交付された政府備蓄米は原則として申請された計画に基づき全量適切に使用いただく必要があります。 2 天災地変などやむを得ない事情があり、使用計画に基づく提供が実施できず、交付された備蓄米が在庫として残った場合は、その理由及び未使用交付数量等を未使用報告書（様式8－5号）に記載の上提出してください。 3 未使用の理由が真にやむを得ない事情によるものと農林水産省が認めた場合のみ、交付申請書の内容のとおり取組を実施したものとみなします。また未使用分について、適正な使用が見込まれる場合は、未使用分の返納を要しないものとし、農林水産省から承認書を通知します。
(6)	違反	交付された政府備蓄米を食育用以外に使用した場合の罰則はありますか。	交付された政府備蓄米について、不当に利益を得る及び転売若しくは転売を目的とする者へ譲渡するなど要領違反があった場合は、その数量に見合う交付米穀について直近の相対取引価格の全銘柄平均額（その原因が故意又は重大な過失による場合は農産局長が定める額を加算した価格）相当額を徴収します。
(7)	押印	政府備蓄米の交付申請や使用報告において、押印は必要ですか。	押印は不要です。
(8)	公表	交付決定後の公表は、どのように行われますか。	交付決定日、交付決定した団体名、当該団体の所在する都道府県名、交付決定数量を農林水産省のホームページで公表します。